



NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
http://www.tobu21.co.jp

Vol.26
2012
10月号

THE TETSUJIN NEWS

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

進化し続ける e-pile ...

新たに拡頭構造が加わり“新大臣認定”取得申請中!

軸頭部 = 『ストレート型 + 拡頭型』

これまでのe-pileは、優れた掘削性能(貫入性)と $\alpha=250$ という高支持力を特徴とした商品であるが故に、杭1本が負担できる鉛直荷重は大きいものの、同時に水平荷重も作用するため、曲げ耐力を考慮すると、杭の板厚および本数の増加が課題となっておりました。そこで、水平荷重を大きく受ける杭頭上部に拡頭構造を取り入れることで、断面性能の向上から、従来もつ高支持力を最大限活かすことを実現し、より経済性と安全性を高めることができました。

■拡頭杭性能試験



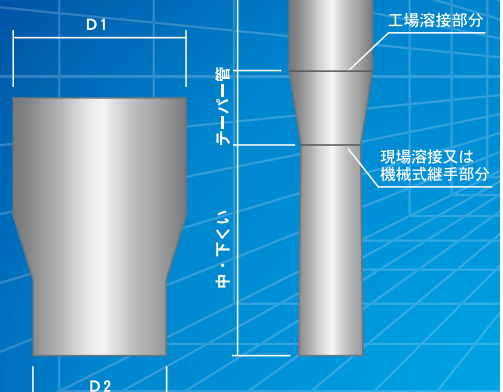
■性能評価書



■e-pile 拡頭仕様

上部径 D 1 (mm)	下部径 D 2 (mm)
216.3	- 190.7
267.4	- 190.7
267.4	- 216.3
318.5	- 216.3
318.5	- 267.4
355.6	- 267.4
355.6	- 318.5
406.4	- 318.5
406.4	- 355.6
457.2	- 355.6
508.0	- 355.6

■e-pile 拡頭姿図



環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法

e-pile

鋼管杭基礎総合メーカー

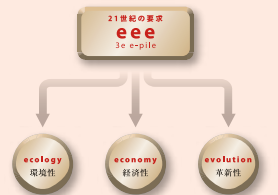
Tobu, 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp



3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology(環境性)、economy(経済性)、evolution(革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。



排土量が少ない鋼管杭
エコマーク認定番号
第08131022号



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp

■本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■地盤評価センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

受付・送金状況 (速報値)

【受付】285万939件 3,212億4,180万2,265円 (10月5日現在)
 【送金】15都道県 3,557億7,531万5,590円

※送金額は、日本赤十字社と中央共同募金の両団体合わせたの金額になります。

義援金は“全額”被災された方々へ

義援金の受付は、平成25年3月31日まで行っております。皆さまからの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしくお願いたします。

なお、日本赤十字社では、義援金の取扱いについての透明性を確保するため、東日本大震災義援金収支計算書(自平成23年3月14日 至平成24年3月31日)について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に基づく監査を受けております。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成25年3月31日(日)

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証(ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み (ゆうちょ銀行・郵便局)

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy によるご協力

● ファミリーマート「Fami ポート募金」

日本赤十字社 HP より

ワンポイント

健康コラム

生活習慣病、脳卒中

日本は昔から脳卒中の多い国で、今では死亡原因の第3位。昭和26年から昭和55年の間は、日本の死因のトップだったのです(人口動態統計)。

現在では脳卒中で死亡する確率が低くなってはいますが、総患者数は137万人もいます(患者調査)。

死因トップのがんは総患者数が142万人なので患者の数自体が少なくないという訳ではないのです。

年間で約13万人は、脳卒中で死亡してしまっている病気なのです。(人口動態統計)

脳卒中ってどんな病気?

脳卒中は、脳の血管が詰まったり、破れたりして、その先の細胞に栄養が届かなくなって、細胞が死んでしまう病気で、急に倒れて意識がなくなったり、半身の麻痺が起きたり、ろれつが回らなくなったりする発作が起きてしまうのです。

また、一時的な半身の麻痺や手足のしびれ、ものが二重に見える、ちょっとした間、言葉が出てこなくなったりといった前触れが先に起きていることもあります。これは脳の血管が一時的に詰まるために起こるもので、これに気づくと大きな発作の前に治療をすることも可能ですが、気づかないことも少なくありません。発作が起きてしまうと、脳の詰まったり破れたりした部分がコントロールしていたからだの働きができなくなります。

また、発作の後、寝たきりになると、使わない筋肉がこわばって動かなくなるという合併症も出てしまいます。

そういった症状は治らない訳ではなく治療やリハビリでかなり回復します。ただ治療やリハビリが遅れると、その分、回復が難しくなってしまいます。

ですが、すぐ治療をしないと病気が進行して症状がひどくなってしまい、再発が起きて命を失うこともあります。リハビリも早く始めないと、合併症が出て筋肉がこわばったり、症状が悪いまま固まったりしてしまいますので、早いうちに治療やリハビリを始めることで、その効果はアップするのです。

脳卒中の前触れがないかチェックしてみよう

- からだの片側がしびれたり、手足に力が入らない
- 足がもつれて歩けない
- 話したいのに、急に言葉が出なくなる
- ろれつがまわらないが見えない
- 人のいうことが一時的に理解できない
- ものが二重に見える
- 片眼が見えなくなったり、視界の半分が見えない
- 食べ物が一時的に飲み込めない

気をつけたいのは、これらの症状が全部出るわけではないことと、症状が続く時間が短いということです。

症状の出る時間で多いのは5～15分くらい。24時間以内に症状が消えると、「一過性脳虚血発作」といわれるものあたります。

なので時間が短いから気づきにくいですが、それが脳卒中の前触れなのです。こういった前触れ発作があった場合は、早く病院で見てもらうことが大切なのです。

参考：厚生労働省ホームページ

経理マンが行く

経過措置

10月に入ってからも残暑が続くという気象の中、皆様においては体調管理は大丈夫でしょうか?経理マンを担当している鈴木も今回は数日間の高い熱に悩まされました。数日後に子供の運動会という事もあり、必死に治しましたが。(笑)

さて、今回のテーマは消費税です。平成26年4月1日(以下「施行日」)以降5%から8%に変わる予定はご存じでしょうか。今回は経過措置について説明したいと思います。

1. どちらの税率が適用されるのか?

(1) 請負工事は?

平成8年10月1日から平成25年9月30日迄の間に締結した契約は、施行日以後に工事や製造の請負を完成させた場合には、消費税は5%の税率が適用されます。なお、消費税率が10%に上がることも予定されていますが、平成25年10月1日から平成27年3月31日までの間に締結した契約は、平成27年10月1日以後に譲渡されるものの消費税は8%の税率が適用されます。

(2) 前売りの乗車券は?

前売り乗車券・映画や演劇などの前売りチケットを施行日前に販売し、実際の乗車や上演が施行日以後に行われる場合には、消費税は5%の税率が適用されます。

(3) 電気料金等は?

① 検針等が月ごとである場合施行日から平成26年4月30日までの間に料金が確定したものについては、消費税は5%の税率が適用されます。

② 検針等が月ごとでない場合施行日以後初めて料金が確定する日が4月30日以後であるものについては、一定の方法で計算された金額に改正前の5%の税率が適用されます。

(4) 賃貸借契約、ファイナンス・リースは?

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約は、施行日の前から同日(施行日)以後にわたって引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合には、消費税は5%の税率が適用されます。

(5) 冠婚葬祭の互助会などは?

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した冠婚葬祭の互助会等の契約については、平成26年4月1日以後にその役務の提供を行う場合には、消費税は5%の税率が適用されます。

2. 契約金額が変更された場合には?

(1) 請負工事の場合

平成25年10月1日以後に契約の対価の額が増額された場合には、増額される前の部分については5%の税率が適用され増額された部分については8%の税率が適用されます。

(2) 賃貸借契約等の場合平成25年10月1日以後に対価の額が変更された場合には、変更後の全てについて8%の税率が適用されます。(互助会等によっては取り扱いが異なる場合があります。)

請負工事や賃貸借契約等については平成25年9月30日が基準の日になるので気を付けてください。

少し、ややこしい感じではありますが、税法が変わる度に振り回されてしまうのには困ったものです。経理をされるご担当者様はソフトの見直しも視野に入れてください。